主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人野口敬二郎、同原島康廣の上告理由について

上告人が本件更正登記の取消を求める法律上の利益を有するものではなく本件訴 は不適法であるとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所 論の違法はない。論旨は、原判決を正解しないか又は独自の見解に基づいてこれを 非難するものであつて、採用することができない。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官 全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

里	萬	崎	藤	裁判長裁判官
光	重	藤	寸	裁判官
亨		Щ	本	裁判官
弘		田	戸	裁判官
朗	治	村	中	裁判官